

令和5年第8回刈谷市教育委員会定例会会議録

- 1 日 時 令和5年8月17日（木） 午後2時00分
- 2 場 所 刈谷市役所 7階 701会議室
- 3 議事日程
 - 第1議事 前回会議録の承認について
 - 第2議事 教育長報告
 - 第3議事 請願第1号 愛知県教育委員会からの採択地区変更有無の調査について、「共同調査・単独採択」を行うと回答することを求める請願書について
議案第16号 令和5年9月刈谷市議会定例会提出議案（令和5年度刈谷市教育費9月補正予算、教育委員会委員の選任、条例の制定、工事請負契約の締結）に関する意見の聴取について
議案第17号 学区外就学について
承認第19号 専決処分（学区外就学）について
 - 第4議事 部課長報告
各課定例報告
- 4 出席委員

教 育 長	金 原 宏
委 員	浅 井 優
（教育長職務代理者）	
委 員	鶴 田 英 孝
委 員	小 川 耕 示
- 5 委員以外の出席者

教 育 部 長	岡 部 直 樹
教 育 総 務 課 長	石 崎 伸 一
学 校 教 育 課 長	加 藤 祐 介
生 涯 学 習 課 長	石 川 晴 雄
スポーツ振興監兼スポーツ課長	坂 東 知 道
教 育 総 務 課 課 長 補 佐	加 藤 史 彦
教 育 総 務 課 総 務 係 長	溝 口 香 織
教育総務課総務係主任主査（書記）	落 合 愛
- 6 欠席者

委 員	石 田 芳 加
-----	---------
- 7 請願者
1名

開会宣言

【第 1 議事】

教育長：第 1 議事 前回会議録の承認について上程

教育総務課総務係長：前回定例会の会議録について訂正が無い旨を報告

教育長：第 1 議事について質疑を許可

質疑なし

第 1 議事

承認

【第 2 議事】

教育長：第 2 議事 教育長報告について上程

教育長報告

- 7 / 3 1 ・議員懇談会
- ・校長会
- ・社会教育審議会
- 8 / 1 ・全国小学校体育科教育研究集会 刈谷大会
- ・アティックアート美術展
- 3 ・田原市コミュニティスクール視察受入れ（かりがね小学校）
- ・歴史博物館企画展「井ヶ谷古窯展」
- 4 ・法規審査会
- ・三河部都市・町村教育長協議会
- 6 ・地区公民館盆踊り（桜地区、一ツ木地区）
- 7 ・本会議
- ・三河教育懇談会
- 9 ・行政経営会議
- ・不動産評価審議会

教育長：第 2 議事について質疑を許可

質疑なし

第 2 議事

承認

【第 3 議事：請願第 1 号】

教育長：第 3 議事 請願第 1 号 愛知県教育委員会からの採択地区変更有無の調査について、「共同調査・単独採択」を行うと回答することを求める請願書について上程

請願者：ありがとうございます。先に申し上げておきますけど、私は教育委員会と対決しようなんてことは少しも考えておりません。ただ子どもたちに良い場所を与えたいだけでやっております。よろしくお願いしたいと思います。

東京書籍のことについては、もう皆さんに色々と書類をあげているのでお読みになっていると思うのですけれども、私はあまりよろしくない教科書であると思っています。

例えば朝鮮の当時については、日本は非常に悪いことを朝鮮にやってきた。お父さん、ひいおじいちゃんたちは、強盗まがいのことまでやってきた、そういうふうに書いてあると思います。教科書というのは一面的ではなくて、多角的、多面的に書く学習指導要領に指示があると思いますが、ページ数が限られているとはいえ、教科書の中では朝鮮の言い分と、日本側の言い分、主張、国際情勢をちゃんと書いて、両方を書いて、子どもたちがその当時の事を理解できるようにしていただきたいと思うのですが、東京書籍は本当に一面的なことしか書いておりません。

それから検定を合格したと言っても、前も書きましたように、大体60点あれば合格とすれば、合格にも60点から90点とあるわけで、今の東京書籍はおそらく最低点をとったのではないかなと思います。請願書はその東京書籍を変えたいために、共同調査・単独採択をお願いしています。もしそうであれば、皆さんの心配なさるような先生の負担は一切かかりません。刈谷市の子どもたちの教育責任を持つ皆さんが、皆さんの見分と知識で刈谷市の教科書を選ぶことができますので、ぜひお願いしたいと思います。

それでは、東京書籍がどのようにおかしいかということは、いろいろ書いて渡しておりますけれども、もう一度念のために申し上げたいと思います。

例えば、東京書籍では、朝鮮の学校では朝鮮の文化や歴史を教えることを厳しく制限し、日本史や日本語を教え、日本に同化させる教育を行いましたと書いてあります。これを読むと、朝鮮の言葉とか、あるいは当時の歴史は教えなかったと、子どもたちは読み取ると思います。しかし37年ぐらい統治しましたが、大東亜戦争の4年ぐらいは、こうしましたが、その前の30年間というものは、朝鮮の公立学校がなかったので、日本人が建ててあげて、かつ教科書を日本が作ってあげて、その教科書にはハングルを書いて、朝鮮の歴史を書いて、わざわざ教えてあげたのです。統治していることは悪いかもしれないけど実際そういうふうです。李完用という首相が当時韓国にいまして、その人に相談しながら日本人がどういうことをしようかと相談して作ったのが、ハングルを教えようとか、朝鮮の歴史を教えようとしたということなのです。

もしそういうことを子どもたちが知ったとしたら、日本はいいことしたねと思うのですが、東京書籍の記述のままだったら、ひどいことをしたと思ってしまいます。これは、まるっきり反対だと思います。

それから、志願兵制度が実施されるなど、朝鮮の人々も戦争に動員されましたと書いてあります。素直に読むと、朝鮮人を日本人が無理やり引っ張って戦争の兵隊にしたと読み取りますよね。実際はそうではなくて、定員の50倍の朝鮮人が、自主的に自分で応募してきたのです。50倍ですよ、強制的にやっているはずがないです。だからこれを読めば、もしちゃんと書けば、日本人の子どもたちも、やはり朝鮮にも朝鮮人側の何らかの理由があったのだらうと、そういう公平な判断をすると思うのですが、その東京書籍の記述では、日本が一方的に、強制的にひどいことを

したと読み取ると思います。

それから、国王を廃したと書いてあります。高宗の次、純宗という皇帝なのです。ここには、廃したとだけしか書いてないのです。ところが実際どうしたかという、日本の皇室に次ぐ地位を与えたのです。皇室に次ぐ地位を与えて建物も作ってあげて、かつお金を支給して優雅に暮らせるようにしてあげたのです。

それを書かないと、子どもたちは、皇帝を廃してどんな風になってしまったのだろうか、路頭に迷ったのかと思うかもしれない。もしそこをちゃんと書けば、日本の子どもたちは、日本は優しい国だなという感想を持つはずですよ。でも東京書籍の記述では、まるっきり反対です。

この東京書籍の教科書を刈谷の生徒に与えることについて、教育委員の皆さんに、これはいい教科書なのか悪い教科書なのか、望ましいか、自分の子どものこともお孫さんのことも考えてですね、それぞれ 1 人ずつ評価をいただきたい。それを変えるために、私は共同調査・単独採択をお願いしましたがけれども、それについて賛否を一人一人お願いしたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

教育長：請願第 1 号について意見等を許可

小川委員：では、私の意見を述べさせていただきます。刈谷市は西三河で共同研究ということでずっとやってまいりました。先生方が集まって共同研究して、その結果を基に教科書を選定してきたという歴史や実績があります。私は今後も、この共同研究を行うことができ、地域でやってくというのは維持していきたいと考えております。単独採択については、実際に単独ではなくて採択選定についても、地区で、共同で行っているのですが、これについても共同研究をしてきて、その共同研究した結果を基に、共同で採択選定するということが、当然必要であると考えますので、私は単独で採択するというのは反対です。

鶴田委員：今回の請願の趣旨は、刈谷市が教科書を単独採択するかどうか。採択方法は、共同採択か単独採択か、というようなことで間違いないという理解でよろしいですよ。

私自身、いろんな学校等々で、どのように授業をされているかというのを見させていただいているのですが、先生方は非常に一生懸命授業研究し、教育について向き合っていて、学校ごとだけではなくて、オール刈谷市で、場合によっては西三河、大きなエリアで色々な情報、知恵を突き合わせて、研究していただいているという認識をしています。そういう形で授業研究をする際に、多様な意見が入ることによって、子どもたちに対する授業のレベルが上がる。最終的には子どもたちに確かな学力を提供することができるのではないかとということで、私は先生方の授業研究、いろんな人たちが集まっている授業研究というのは素晴らしいことだなと思っています。

そうやって考えていくと、授業研究をしていく上で何がベースになるのか、やはり

教科書です。その教科書と一緒に研究する仲間の中でずれるというのは、その授業研究に対して、あまり良い方向に働かないのではないかというのをシンプルに考えました。

今回、採択ということで、共同調査を西三河の方でされるということで非常に大きな知恵を集めて調査をして、そこで十分議論が積み重なっていくのであるならば、最終的に結論というのは、同じところに向かっていく。逆に参加する方が違う意見が残ったような状態で採択をするというのは、十分議論が尽くされていないのではないのかなというのが私の考えです。

ですので、今回請願者の方から、単独採択とありましたけども、私は共同調査をしていくのでしたら共同採択というのが最終的な帰結になるのかなというのが正直なところだと申し上げたいと思います。

今回の請願で、かなりいろいろご意見いただきました。その趣旨はですね、東京書籍の教科書を採択しないということを、多分念頭に置かれており、請願者の方が東京書籍にかなりいろいろ思うところがあって採択しないことを求めておられることかとは理解しているのですけれども、やはり今回の議案の趣旨にある採択の仕方ということを考えていくと、私は共同調査・共同採択というのは非常に大きなメリットがあり、最終的には子どもたちに大きな、質の高い教育を提供することができるというメリットを考えていくと、私としては共同調査・共同採択ということを選択していただきたいと思います、この請願については、私は反対の立場でございます。以上です。

浅井委員：私は保護者目線でお話しさせていただきたいと思います。共同調査に関してはやはり刈谷市だけではなく、広い範囲での知見を持った先生方が調査をした上で、選んでいただけるということで、もちろん共同調査の方が嬉しいということと、その採択に関しまして、刈谷市としてはあんまり嬉しくないのかもしれないのですが、ある程度子育てが進むと、刈谷市外に出ていってしまうという資料を読んだことがあります。そうすると、転校ということが多くなってきます。転校により学校の環境が変わり、子どもたちが不安な状況の中、教科書が全て同じであれば、一緒であるという安心感があり、保護者的には少し不安を拭えるのかなと感じるところがあります。特に受験生はナーバスですので、教科書一つが違うということでも不安があります。教科書が同じ方が、より安心感を持つ保護者さんが多いのではないかとというのが私の意見です。ですから、保護者としては単独採択ではない方がありがたいという意見が多いのではないかと、というのが私の意見です。

教育長：他にご意見ございますか。ないようですので、請願第1号について採決に移ります。本請願について、採択するという方は挙手をお願いします。

全委員：挙手なし

教育長：挙手なしですので、不採択といたします。

【第3議事：議案第16号】

教育長：第3議事 議案第16号 令和5年9月刈谷市議会定例会提出議案（令和5年度刈谷市教育費9月補正予算、教育委員会委員の選任、条例の制定、工事請負契約の締結）に関する意見の聴取について上程

教育部長：議案第16号のうち、令和5年9月刈谷市議会定例会提出議案（令和5年度刈谷市教育費9月補正予算）について説明

教育総務課長：議案第16号のうち、令和5年9月刈谷市議会定例会提出議案（教育委員会委員の選任）について説明

生涯学習課長：議案第16号のうち、令和5年9月刈谷市議会定例会提出議案（条例の制定）について説明

スポーツ振興監兼スポーツ課長：議案第16号のうち、令和5年9月刈谷市議会定例会提出議案（工事請負契約の締結）について説明

教育長：議案第16号について質疑を許可

鶴田委員：補正予算のラーケーション関係の部分の予算の使途を教えてください。

学校教育課長：ラーケーション支援員を雇用する費用になります。支援員の業務内容としては、子どもたちがラーケーションを取るにあたり必要な事務手続きの帳簿をまとめる、先生方の子どもがラーケーションを取る場合の授業の補助に入るといったことを想定しています。

【第3議事：議案第17号】

教育長：第3議事 議案第17号 学区外就学について上程

学校教育課長：議案第17号について説明

教育長：議案第17号について質疑を許可

【第3議事：承認第19号】

教育長：第3議事 承認第19号 専決処分（学区外就学）について上程

学校教育課長：承認第19号について説明

教育長：承認第19号について質疑を許可

浅井委員：学区外就学について、こういう理由や場合だったら申請ができますということ

が、どこかで皆さんにご案内されていて、それを知って申請されているのですか。

学校教育課長：これは市のホームページにも規定としても載っております。

浅井委員：それは、自分でホームページを見に行かないと知らない人もいるということですか。例えば、就学の時に幼稚園から、こういう人がいたら申請してくださいという案内などはなくて、自分がその情報取りに行かないと知ることができないということですか。

学校教育課長：知らない場合もあるかとは思いますが、転入の場合は学校から説明があるかと思いますが、幼稚園の就学の場合にも、幼稚園からはそのような説明はあると思います。

===== 第3議事 承認第17号 承認 =====

【第4議事：部課長報告】

教育長：第4議事 各課定例報告について上程

教育総務課長：9月分給食献立、9月分アレルギー献立表について説明

学校教育課長：8月1日現在の児童・生徒数について説明

9月分行事予定について説明

生涯学習課長：7月分生涯学習関係施設利用状況について説明

7月分市民休暇村客室等稼働状況について説明

7月分総合文化センター、図書館の利用状況について説明

家族への手紙コンクール、青少年作文コンクールについて説明

サンモリユ下條の宿泊予約の制度変更について説明

令和5年度後期市民講座、総合文化センターの今後の予定案内

スポーツ振興監兼スポーツ課長：7月分体育施設使用状況について説明

9月分行事予定について説明

教育長：第4議事 部課長報告のうち、各課定例報告について質疑を許可

鶴田委員：サンモリユ下條の予約方法の変更について、4か月前に抽選申込みということですが、そこで空きがなくなった場合は3か月前の予約申込みについては、やらないということでしょうか。

生涯学習課長：言われた通りになります。こちらの想定としては、人気の高い土曜日や休日が抽選で埋まり、平日は3か月前の通常申込みでも予約が取れるのではないかと考えております。

鶴田委員：抽選は電話でも申込みできるのでしょうか。

生涯学習課長：抽選、一般ともに電話とウェブの両方で申込みが可能です。

===== 第4議事 部課長報告 承認 =====

教育長：全体を通して質疑を許可

教育長：事務局連絡事項を許可

教育総務課総務係長：次回教育委員会定例会の日程等について確認

教育長：以上をもちまして、令和5年第8回教育委員会定例会をすべて終了いたします。

会議閉会時間

午後2時47分

教 育 長